

庄原市告示第1号

庄原市子育て世帯支援臨時給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和6年1月12日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市子育て世帯支援臨時給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰で影響を受ける子育て世帯に対して臨時的な措置として実施する子育て世帯支援臨時給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯支援臨時給付金 (以下「子育て支援給付金」という。) 前条の目的を達するために、庄原市 (以下「市」という。) が支給する給付金
- (2) 児童手当 児童手当法 (昭和46年法律第73号。以下「法」という。) に規定する児童手当
- (3) 支給対象者 次条に規定する子育て支援給付金の支給の対象となる者
- (4) 対象児童 第4条に規定する子育て支援給付金の支給額の算定の基礎となる児童
- (5) 中学生支給対象者 中学生までの対象児童 (新生児を除く。) に係る支給対象者
- (6) 一般支給対象者 中学生支給対象者のうち、市が支給する児童手当の受給記録を基に、市長が子育て支援給付金の支給の申込みを行う者
- (7) 高校生支給対象者 支給対象者のうち、高校生 (平成17年4月2日から平成20年4月1日の間に生まれた児童をいう。以下同じ。) の主たる生計維持者
- (8) 新生児 令和5年12月1日から令和6年3月31日までに生まれた児童
- (9) 基準日 令和5年11月30日

(支給対象者)

第3条 子育て支援給付金は、次の各号のいずれかに該当する者に対して支給する。

- (1) 市が支給する令和5年12月分の児童手当の受給者 (法附則第2条第1項の給付の

受給者を除く。)

- (2) 令和5年12月分の児童手当の受給者（前号に掲げる者及び法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）で、かつ、基準日において市に住所を有している法第17条第1項に規定する公務員
 - (3) 基準日において高校生を養育する者で、かつ、令和5年12月分として市が支給する児童手当の本則給付の受給者に相当するもの
 - (4) 基準日において高校生が委託されている里親等又は高校生が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者
 - (5) 新生児を支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）とした児童手当（市が支給する児童手当に限る。）の受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）。ただし、第4条第4号に規定する者を養育している者に限る。
 - (6) 新生児を支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）とした児童手当の受給者（前号に掲げる者及び法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）で、かつ、基準日において市に住所を有している法第17条第1項に規定する公務員。ただし、第4条第4号に規定する者を養育している者に限る。
- 2 前項の規定にかかわらず、子育て支援給付金は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める者に対して支給する。ただし、既に前項に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て支援給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。
- (1) 基準日後に受給者等が死亡した場合（この項の規定により子育て支援給付金を支給される者が、当該者に対して子育て支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。） 当該者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者又は当該者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずる者として適当と認められる者
 - (2) 基準日の翌日から子育て支援給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校終了前の施設入所等児童をいう。）若しくは里親等へ委託され、又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生（以下「高校生の施設入所等児童」という。）であることを市が把握した場合 当該施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が委託されている里親等又は当該施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）
 - (3) 基準日の翌日から子育て支援給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、

当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て支援給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続きを行った場合 当該者の配偶者

(対象児童)

第4条 対象児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 支給対象者に支給される令和5年12月分の児童手当に係る児童
- (2) 基準日において支給対象者によって主たる生計を維持している高校生
- (3) 基準日において里親等へ委託され、又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院をしている高校生の施設入所等児童
- (4) 新生児。ただし、出生の日から引き続いて当該新生児を支給要件児童とした児童手当の認定の請求をした日まで市の住民基本台帳に記録されている者に限る。

(支給額)

第5条 支給対象者に対して支給する子育て支援給付金の額は、対象児童1人につき1万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第6条 市長は、一般支給対象者に対し、子育て支援給付金の支給対象者であることを通知する。

- 2 一般支給対象者は、前項の規定による通知を受けたときは、庄原市子育て世帯支援臨時給付金受給拒否の届出書(様式第1号)により、子育て支援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、令和6年2月9日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て支援給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第7条 一般支給対象者に対する支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、令和5年12月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て支援給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合においては、第2号に掲げる支給方式により行う。

- (1) 令和5年11月30日時点において本市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 前条第3項の規定による支給決定前までに庄原市子育て世帯支援臨時給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号)により前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(一般支給対象者以外の者に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第8条 中学生支給対象者及び高校生支給対象者のうち、市が子育て支援給付金の支給対象者であることを通知した者以外の者に対する子育て支援給付金の申請受付開始日は、令和6年3月1日とする。

- 2 前項の申請が必要となる者に対する子育て支援給付金の申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年4月30日とする。
- 3 子育て支援給付金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）のうち、第1項の申請が必要となる者による申請及び支給は、申請者が庄原市子育て世帯支援臨時給付金申請書（様式第3号）を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式により行う。
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第9条 市長は、新生児支給対象者（新生児を支給対象児童とした児童手当受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、児童手当の記録等を基に子育て支援給付金の支給が可能と認める新生児支給対象者に対し、子育て支援給付金の支給対象者であることを通知する。この場合において、当該新生児支給対象者は、子育て支援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

- 2 市長は、市長が別に定める日までに前項後段の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、当該新生児支給対象者に対し、子育て支援給付金を支給する。
- 3 新生児支給対象者のうち、市が子育て支援給付金の支給対象者であることを通知した者以外の者に対する子育て支援給付金の申請及び支給に関しては、前条の規定を準用する。

（代理による申請）

第10条 代理により第8条第1項及び前条第3項の規定による子育て支援給付金の支給の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認めるものとする。

（申請を要する支給対象者に対する支給の決定）

第11条 市長は、第8条第1項及び第9条第3項の規定による子育て支援給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、子育て支援給付金を支給する。

（子育て支援給付金の支給等に関する周知）

第12条 市長は、この要綱に基づく事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第8条第2項又は第9条第3項の期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が子育て支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第6条第3項又は第9条第2項の規定による支給決定を行った後、本市が把握

する児童手当の振込時における指定口座（支給前に指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て支援給付金の支給として振込みを行うを行ったにもかかわらず、令和6年6月末日までに指定口座への振込が口座解約又は変更等の事由によりできない場合は、当該支給対象者が子育て支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年6月末日までに支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第14条 市長は、子育て支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て支援給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 子育て支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年1月13日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和6年6月30日限り、その効力を失う。ただし、令和6年6月30日までにこの告示の規定により支給決定したものについてなされた処分、手続その他の行為及び第13条から第15条までの規定については、なおその効力を有する。